

松戸市教育委員会会議録

平成31年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成31年3月定例会

開 会	平成31年3月7日 (木) 午後2時より	閉 会	平成31年3月7日 (木) 午後4時20分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 31 年 3 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	市民会館 専門監	飯沼 修
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	〃 主幹	横尾 和彦
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23	博物館 次長	堤 和子
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24	〃 課長補佐	染野 寿郎
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25	学務課 課長	鮎川 涉
6	〃 専門監	松丸 裕幸	26	〃 課長補佐	風戸 正
7	〃 課長補佐	千葉 貴子	27	〃 課長補佐	西川 康弘
8	〃 課長補佐	大西 真	28	〃 管理主事	河本 亮
9	〃 主幹	安蒜 孝哲	29	指導課 課長	小澤 英明
10	〃 主査	武田 茂	30	〃 主幹	藤中 孝一
11	〃 主査	永淵 智幸	31	教育研究所 所長	山口 昌郎
12	〃 主任主事	杉本 政裕	32		
13	〃 主任主事	四戸 俊也	33		
14	〃 主任主事	島村 仁美	34		
15	〃 主事	嶋根 美紀	35		
16	社会教育課 課長	星野 敦子	36		
17	〃 課長補佐	藤谷 美伸	37		
18	〃 主幹	齊藤 真一	38		
19	〃 主任主事	永嶋 愛	39		
20	市民会館 館長	向後 文大	40		

平成31年 3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成31年 3月 7日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成31年 3月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

- ① 議案第44号
松戸市立博物館等資料選定評価委員会
委員の委嘱について (博物館)
- ② 議案第45号
松戸市文化会館条例施行規則及び
松戸市民会館条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について (社会教育課)
- ③ 議案第46号
松戸市教育功労者の表彰について (学務課)
- ④ 議案第47号
松戸市立高等学校管理規則の一部を
改正する規則の制定について (学務課)
- ⑤ 議案第48号
教育課程編成の基準に関する規程の
一部を改正する訓令の制定について (学務課)
松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の
一部を改正する訓令の制定について (学務課)
- ⑥ 議案第50号
松戸市教育委員会職員定数の配分に関する
規則の一部を改正する規則の制定について (教育企画課)
- ⑦ 議案第51号
松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業
規則の一部を改正する規則の制定について (教育企画課)
- ⑧ 報告第4号
臨時代理による処分の報告について (指導課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成31年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案8件、報告議案1件となっておりますが、今お手元に議案第52号 平成30年度松戸市立小中学校長の人事異動についてと、議案第53号 平成30年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任命についてを提出させていただきます。これを日程に追加の上、議題に追加してはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第52号、議案第53号を日程に追加の上、議題に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第52号、議案第53号を日程に追加の上、議題に追加することに決定いたしました。

なお、議案第52号、議案第53号及び報告第4号は、人事案件となります。したがって、議案第52号、議案第53号及び報告第4号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたしま

す。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます議案第52号、議案第53号及び報告第4号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第52号、議案第53号及び報告第4号の審議は、秘密会といたします。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理人にお願いします。

◎議案第44号

教育長職務代理人 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議案第44号 「松戸市立博物館等資料選定に評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

博物館次長。

博物館次長 博物館次長、堤でございます。よろしく申し上げます。

議案第44号 「松戸市立博物館等資料選定に評価委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本案は、松戸市立博物館等資料選定評価委員会条例第4条第1項の規定に基づき、委員の任期満了により、委嘱するものでございます。

現在、委員の安蒜政雄氏ほか4名、計5名を再任し、委嘱するものでございます。

任期につきましては、同条例第5条第1項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理人 議案第44号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか、資料2ページですね。

市場委員。

市場委員 委員の皆さんの大体の年齢を教えてくださいませんか。

博物館次長 安蒜委員は72歳、金子委員70歳、久保田委員69歳、佐野委員68歳、松尾委員76歳、平均71歳でございます。

市場委員 70歳前後の方が多くて、年齢の幅が少ない感じがして、もちろんお考えだと思いますけど、今後長いことを考えると、その辺も考えていかなきゃいけないのかなという気もします。その辺は事務局のほうでお考えということでよろしいですね。

博物館次長 学問的に高い見識を有するのみならず、松戸市域にも精通した学識経験者ということで、委員の皆様をお願いしているところでございますが、ご高齢に至った委員が多いということで、次回任期満了時には検討する予定でございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

12期というのは、結局2年ずつで12期ですよ、24年間。長きにわたって、もう既にお願いをしている先生方ということで、なかなか適任となる先生方がどちらにいらっしゃるかと、アンテナは常に張っていただいて、運営が滞りないようにという、恐らく意見だったと思いますので、よろしくお願ひします。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

ないようでございますので、これもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第44号を採決いたします。

議案第44号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第45号

教育長職務代理者 続きまして、議案第45号 「松戸市文化会館条例施行規則及び松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

社会教育課長。

社会教育課長 それでは、3ページをごらんください。

議案第45号 「松戸市文化会館条例施行規則及び松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、松戸市文化会館

条例施行規則及び松戸市民会館条例施行規則に規定する使用料の額を改定するためでございます。規則の改正の制定を市長に申し出るものでございます。

この規則の改正に当たりましては、3月定例議会に上程しております消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてが可決されることを前提とするものでございます。

では、4ページをごらんください。

第1条は、松戸市文化会館条例施行規則の一部改正で、附属設備及び備品の使用料についてでございます。

次に、7ページ、第2条は、松戸市民会館条例施行規則の一部改正で、ホール及び会議室の附属設備及び備品の使用料についてでございます。

続きまして、新旧対照表につきましては、10ページから15ページに記載のとおりでございます。なお、規則の施行につきましては、平成31年10月1日となります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第45号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

前に1回、消費税に関する議案が出て、考え方については一定のところまで理解が進んだのかなと思います。ただ、改めてでございますので、何か、まず確認等も含めましてご質問ありますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 伊藤です。

ちょっと見逃しているのかもしれませんが、2つの会館について、電源の使用料というのはどういう扱いになっているんでしょうか。今回は消費税の引上げに伴って値上げされるのでしょうか。

教育長職務代理者 電源を使う、コンセントから電源を使って何か使用するということについて、そういう考え方が変更があるのか。

社会教育課長。

社会教育課長 文化会館につきましては、13ページの新旧対照表のところを見ていただきたいんですけども、持ち込み器具の電源は、従前は210円、今回消費税が上がることによりまして220円ということになっております。

市民会館については、市民会館長のほうからお願いいたします。

市民会館長 持ち込み器具電源ということになると思うんですが、規則上は持込器具という名称になっておりまして、ページで申し上げますと、14ページの下のほうにございます持込器具、ホールでは1キロワットにつき1回50円というところになってございます。

金額的には変わらないんですが、これは消費税のアップ分が2%でございますので、端数処理によりまして、金額的には変わらないということになります。会議室のほうでも同様でございまして、これは15ページでございしますが、15ページの表の一番下の欄で持込器具というところ、1キロワットにつき1時間10円という記載がございしますが、これも金額的には変わらないんですが、新旧対照表ではこの部分に該当するということになります。

以上でございます。

伊藤委員 すいません、ありがとうございました。

教育長職務代理者 そのほか。

市場委員。

市場委員 確認ですけれども、前々回の委員会的时候に、消費税を徴収する分と市が納付する分はどうなっているんだという話になったときに、結局市としては消費税を国に治めることではないという結論でした。ただ、実際に市民会館などを運営するに当たって、さまざまな支出があつて、そこには消費税がかかるから、それに相応する形でこうやって使用料が上がるという説明だったと思いますけど、これについても同じということではよろしいでしょうか。

社会教育課長 さようでございます。きのう、総務財務常任委員会がありまして、この条例について審議されたんですけれども、そこで聞いたお話では、今回2%上がることによって、市の歳入は6,000万ぐらい入ってくるんですけれども、その分、光熱水費とかいろいろ経費がかかりますので、その消費税分にかかる持ち出しが6億になるということのお話は伺っております。

教育長職務代理者 6,000万と6億。

社会教育課長 6,000万、歳入としては入ってきますけれども。

教育長職務代理者 ふえるということですね。

社会教育課長 はい。2%分ということでふえますけれども、また歳出のほうで、消費税が上がったことによって、いろいろと光熱水費ですとか委託料とかが上がるわけですね。その持ち出しが、市のほうは6億になるということ。

教育長職務代理者 6億ふえるということですか。

社会教育課長 はい、ふえるということでした。

教育長職務代理者 ちょっと規模感が、もとの金額が多分何百億なのか、ありますので。

社会教育課長 市全体としてです。

教育長職務代理者 市全体ですよ。市の運営する会館だけじゃなくて、あらゆる市庁舎から支所から図書館から、いろいろなところに関して発生する諸経費の消費税アップ分が6億になるという、それは何か向こうでの行政のほうから説明があったということですか。

歳入の増加分は6,000万なので、ここのアップしたことというのは、全部そちらの一部に当たるといいますか。

つまり、支出分に関して、収入が対応を全てしているわけではないからという理解ですかね、補足して考えるとね。

社会教育課長 それとあと、その分、国のほうから消費税分の交付金は入ってくるということですので、その辺はちょっとどのぐらい入ってくるかわからないんですけども。そういう補充はあるそうです。

教育長職務代理者 消費税アップによって、地方財政がそのままぼこっとへこむことはないように、国は手当てはするから、こうやって上げられるところは適切に上げていくという処理をした上で、それによるへこみについては、国のほうが何らか手当てをするから、多分6億のうちの5億何千万とかが入るのかなと想像しますけども。

余りこの場で不確かな話をしていけませんので、想像で補って、今ちょっと理解をしましたけれども。

市場委員、ちょっと話が広がりましたが、いいでしょうか。

市場委員 説明ありがとうございます。理解しました。

教育長職務代理者 そのほか。よろしいでしょうか。

これもかなり事務的なお話であり、かつ計算の根拠については前々回でしたか、1月のときにお話が出ておりましたことですので、よろしいかと思えます。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

議案第45号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第46号

教育長職務代理者 続きまして、議案第46号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

では、学務課長、お願いいたします。

学務課長 それでは、議案第46号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号、多年にわたり校長職員または教育機関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で、他の模範とするに足りる者に対して、教育委員会が松戸市教育功労者の表彰を行うとあります。

つきましては、資料17、18ページに名簿がございますが、多年にわたり校長、教頭として松戸市の教育の振興、発展に努め、その功績が顕著であった者に表彰状を贈呈するものでございます。

なお、それぞれ19名の校長先生、それから3名の教頭先生のご功績等につきましては、19ページからの推薦調書に記載してございますので、説明は省略をさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第46号につきまして、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

校長先生、教頭先生方ということです。

ご質問ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

たくさんの先生方に、本当に大変お世話になりました。ありがとうございます。

今回、22名と、今までよりも多い数と私自身は認知しているんですが、先生の年齢構成の二極化等があるので、今後もまだこのようにたくさんの幹部の先生たちが退職される動きというのが続くのかとか、下げどまりのめどなど、長期データなどはあるんでしょうか。今後、国のほうは退職を例えばずらすとか、そういうような動きとかはあるのかを聞きたいです。

学務課長 委員さんから今お話ありましたとおり、一昨年16名、昨年16名、今年度22名と増えております。そして、来年度に関しまして、20名の校長、教頭の退職が見込まれております。

そこから少しずつ下がりました、その翌年が18名、まだ多いですけども、そして、その次が今のところ12名、11名と、少しずつ減っていきます。

ただ、今度また若い管理職も入ってきますので、また次の波がその後入ってくるという形になります。よろしいでしょうか。

山形委員 わかりました、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ピークが過ぎつつある、もう少し続くというご説明だったと思います。ご質問いいですか、あとは定年延長みたいなことのようなことが、検討されるのかどうかという、そういう情報がありますかというご質問だったと思いますけれども、学務課長、わかる範囲でお願いします。

学務課長 まだ正式に県から発表がございません。千葉市のほうで、再任用の管理職を登用するという話は出ておりますが、県ではまだ特にそういった動きの連絡は来ておりません。

山形委員 わかりました、ありがとうございます。

続けて、そのように他の都道府県とかでは、例として再任用を、過疎地などもありますよね、先生が少ないところで積極的に再任用されている動きがあるということは聞いたことはございますか。

学務課長 すいません、今正確な数字は持ち合わせていないんですが、全国で17県くらいがそういう再任用制度を採用する動きがあるという話を聞いています。すいません、この17という数字、今、正確ではございませんので。

山形委員 ありがとうございます。

市場委員 今のお話は、校長先生とか教頭先生とか、そういう管理職の方について、再任用でやっていこうというお話ですか。

学務課長 今の話につきましては、再任用の管理職の登用ということでございます。

市場委員 今回22名の校長先生、教頭先生が退職ということですけど、一般の先生ですかね、管理職じゃない先生方の退職も恐らく非常に多いと思いますけれども、その辺の今後の推移の見通しとかというのは、ありますか。

学務課長 今年度総計が58名ですね。来年度が58名。その翌年が64名。

教育長職務代理者 58名、64名は、何の人数ですか。どういうくくり。

学務課長 すみません、言い直しますね。今年度が、管理職22名プラス42で64名。64名のうち、今22名が管理職、残り42名が一般職員で、来年度につきましては、管理職が20名、一般職員が38名で58名。その翌年につきましては、管理職が18名、それから一般職員が50名で64名の

予定でございます。

市場委員 その管理職の先生と、一般職の先生を合わせて六十数名の方が毎年毎年辞めていかれるということですね。当然、計画的にまた採用されているということだと思いますけれども、なかなか中堅の先生が手薄だと思います。今からどうにもならないことなのですが、再任用と新規の方で、とにかく教育に支障がないように、これからも引き続きよろしくお願ひします。

教育長職務代理者 現在、再任用というのはどういう運用状況になっているのですかね、今のちょっと質問。

学務課長、お願いします。

学務課長 今現在は、管理職も再任用しましても、一般の教諭としての再任用でございます。ですので、全ての教職員と同じように、皆同じように一律に一般の教諭としての再任用が行われております。

フルタイムで教諭として活躍してくださっている方もいらっしゃいますし、ハーフ、再任用短時間というのがございまして、半分の時間でご活躍いただいている先生方もいらっしゃいます。

少人数加配であったり、担任をやっていたり、あるいは新採の指導に当たっていただいたりというような業務についていただいております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員。

武田委員 今のお話を聞いていますと、多少時間的な減免をしたような形での働き方をしていたらというふうにお伺いするんですが、校長先生の再任用となると、そういうわけにはいかなくなると思うんですね。というのは、やはり責任の重さが全然違いますし、そういった形、給与もそうですけれども、時間的減免ができる可能性がない場合のこういう管理職の場合は、例えば千葉市が先になさっているというお話なので、こういった形が考えられるのかとか、あるいはそういった形でお受けしていただけるのかとか、ちょっと今聞いていて不安に思ったんですが、どんな話が参考として上がっているかとかは、ありましたら、ちょっと今後に向けて話せる範囲で。

学務課長 まだテーブルに上がっていないお話なので、何とも言えないのですが、いろいろな財政的なこともあると思いますので、今までと同じ給料でというわけにはきつといかないんだらうなと考えております。

一般の企業でも管理職として再任用されている方もいらっしゃると思うんですけど、その方々は、同じように、同じ給料かというところでもないと思いますので、それと同じような考え方になるかと思います。

時間的減免に関しましては、今、一般教諭として採用された場合に、これは歳入であっても教諭ですので、退職前の教諭と時間的には勤務時間は全く一緒ですので、それは、ハーフになったときにだけ時間が半分になるというだけでございます。管理職の場合には、ハーフで管理職ということは当然できませんので、フルタイムでの管理職になるかなと思います。

そのときには、管理職手当、それから基本給とありますので、基本給のほうは他の方と同じようにきっと下がっていくのではないのかな、管理職手当についてはどうなるのかなというのは、ちょっとわからないですけれども、その辺はまだ制度もできておりませんので、国もどうするかということは今考えているところですので、国・県で、私たちも松戸市としてどうこうできることではございませんので、県がこういうふうにやりますよと言われたものに従っていくしかないですけれども、よろしく願いいたします。

武田委員 答えにくいところありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

でも、民間のいわゆる雇用延長した方の給料を不当に下げたのが法令違反だということで、今裁判負けていますから、同一労働同一賃金で、その後続けなさいというような裁判の流れもあるので、さあどうなるかですね。ここら辺はちょっと、本当に松戸市のお金だけでどうにかできるお話ではないので、なかなか難しいところです。

ちょっと表彰から離れて、やはり年齢構成等についてご質問が集中しました。恐らくこちらに載っている17ページ、18ページの先生方、またそれ以降の推薦調書もご覧いただきまして、この中身についてはよろしいのかなというふうに思いますが、よろしいですか。ほかあれば、ご質疑さらにしますが。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。

今回、19名の校長先生がやめられるわけなので、来年度から当然19名の方が新たに校長先生になられるのだと思います。

一方で、そういう中堅というか、40代、50代、特に50代ぐらいの先生が少なくなってきているという状況のもとで、今後新たに校長試験を受けられて校長になられる人がどの程度おられるのかという、そういう将来の見通しというか、もちろん松戸市だけでやれることじゃ

ないので、県のほうの問題だとは思いますが、どう考えておられるのか、その年代の先生の絶対数が少なくて、校長先生が足らなくなるということになりかねないと思うんですが、その辺の見通しは何かお持ちでしょうか。

学務課長 これも難しい話ではございますが、ご質問にありましたとおり、松戸市だけでどうにかできることではございませんので、千葉県全体で義務の学校、それから県立の高等学校、特別支援学校を含めて、全てを含めて管理職の数を調整をさせていただいていると、県からは伺っておりますので。

松戸市としましても、地元の松戸市で頑張っていただいている先生方に、松戸市をよく知っている先生方に、松戸の管理職になっていただきたいという思いは当然でございますので、若手の育成に今尽力をしているところでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第47号

教育長職務代理者 続きまして、議案第47号 「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 それでは、お手元の資料41ページをごらんください。

議案第47号は、市立松戸高校改革の柱として、平成31年度入学生から普通科及び国際人文科を学年制から単位制に移行するとともに、普通科の募集定員を320名から40名減らし、280名としたことに伴う平成32年度の生徒定員の措置をするものでございます。さらに、高等学校学習指導要領の特例による経過措置に対応するために提案するものです。

高等学校では、新学習指導要領が平成34年度から年次進行で実施されるところですが、従来の「総合的な学習の時間」を、「総合的な探求の時間」と名称変更するなど、改正内容の

一部を平成31年度入学生から取り入れて実施することへの対応となります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第47号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、それではお願ひいたします。

山形委員。

山形委員 山形です。

今ご説明にあったとおり、新学習指導要領が探求という言葉を使っているのですが、総合的な学習の時間というところが探求の時間と、表現が変わったというところの理解のままでよろしかったでしょうか。

学務課長 はい、そのとおりでございます。

武田委員 移行期に当たるので、いろいろなことが混乱することもあるかと思うんですが、単位制というと、どうしても大学の授業のようなものを想起してしまったりするんですけども、その辺が果たして高校生できちんとできるのかとか、履修の取りこぼれがないのかというところのフォローであるとか指導であるとか、そういった面のところは恐らく万全だとは思いますが、どのような流れになっているか教えていただければと思います。

学務課長 単位制になってご心配のところはあろうかなと思いますが、大学の単位制とはまたちょっと違ひまして、この講義は1年生でとってもいいですよ、2年生でもとってもいいですよというタイプではございませんので、1年生の中でとれる単位がありまして、その中から選択、2年生は2年生の中での選択となりますので、取りこぼしのないよう工夫をさせていただきます。

武田委員 ちゃんと確認作業というようなものも協議して。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょう。

市場委員。

市場委員 きちんとした指導のもと単位制ということですが、それによって生徒さんの選択の幅というか、バラエティーというか、そういうのが広がったという理解でよろしいでしょうか。

学務課長 そのとおりでございます。

市場委員 それは市立高校の改革の一環だと思いますけれども、成功の方向に向かっているということで理解でよろしいでしょうか。何を成功というか難しいと思いますが、目指す方向に向かっているということでよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 まだスタートしたばかりですので、何とも成功の報告としては何とも言えないですが、子供たちの選択の幅が広がっておりますので、子供たちの最終的な進路選択の幅も当然広がっていくものにつながっていくものと確信をしております。

教育長職務代理者 人数の変更、表のところの変更について、普通科が40名減ったということ、これは改正前と改正後が単位制に移行していくので、もう一回ここを、今度は単位制だけにする変更が、また1年たって出るんだろうという理解だろうと思います。

結果、普通科の人数が1学年320から40名減ったということで、その辺が選択の幅が広がって、結果、各選択をしたところの人数の合計は教室の関係もあって、抑えられたということですね。ですので、聞くところによると、倍率も大分上がってきているというようなことです。ぜひ順調にどんどん移行していただければと思いますが。

よろしいですか、人数。

伊藤委員。

伊藤委員 この表は、ちょっと非常にわかりにくかったので、しばらく迷って悩んだんですが、これは左側の改正前のところにあるのが来年度の姿ですか。右側が再来年度の姿というふう理解してよろしいでしょうか。

学務課長 左側、改正前が31年度用に昨年度かえたものでございます。改正後が32年度用になっています。ですので、委員長からありましたとおり、来年度また同じように、この部分をかえた表が出てまいります。

教育長職務代理者 そうすると、ちょっと私の理解があれだったかもしれませんが、いわゆる1年、2年、3年という学年はもう表記されないんですか。

学務課長 学年制ではなく、単位制になるので、ただ、1年生、2年生、3年生という学年は、存在はします。生徒定員としてはこうなりますけれども、募集する定員というのは例年と同じように普通科が280名、国際人文科が40名という形で、それは学年ごとに全部同じになってきます。

教育長職務代理者 だから、さっきの話ですと、1年生は1年生で、2年生の授業をとることはできないし、3年生がもちろんとることはできないわけですから、1年生は1年生という

認識はちゃんとあるし、3年生は3年生という認識でやるわけですね。

学務課長 はい。この表でいきますと、全学年がまとまってという形に、表記としてはなっておりますが、実際にはそういうことです。

教育長職務代理人 わかりました。

折しも、きょう卒業式がありました。非常に厳粛な中にも、和気あいあいとした高校生らしいはつらつとしたものでありましたけれども。この学年という意識は、非常にそれはそれで刺激し合えるものですから、どう変わっているのかというのがなかなか、この単位制という言葉から正確に私たちも把握はできていないのかもしれないかもしれません。その辺のところの質問だったと思います。

よろしいでしょうか。そのほか。

それでは、ほかないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人 ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第48号

教育長職務代理人 続きまして、議案第48号 「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、議案第48号 「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」についてご説明を申し上げます。

この規程は、別添資料にございます松戸市立小学校及び中学校管理規則の第13条特別活動の教育委員会が別に定める基準に当たるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明をいたします。

添付いたしました教育課程編成の基準に関する規程の新旧対照表、1枚めくっていただいて、別添2と書いてあるものでございます。

現行の規程では、第4条修学旅行等となっていますが、先ほどの管理規則第13条で特別活動等となっていますので、それに準じて、改めるものでございます。

次に、第4条第2項修学旅行及び校外学習についての基準です。第2項の4費用についての基準ですが、現行では参加承諾書について、何も明記されていませんでした。実際に学校現場では、修学旅行はもちろん、校外学習での費用が発生する場合は、事前に保護者から参加承諾書を受理しています。そのため、費用を要する場合については、参加承諾書を受理すると改めました。

続いて、第4条第4項学校以外の施設を利用する教育活動についてです。第3項の自然教室についての基準では、最後の2行で、修学旅行及び校外学習に準じて行うものとする定められていますが、第4項の学校以外の施設を利用する教育活動については、そのような明記がなかったため、新たにつけ加えました。

最後に、第4条第5項運動または芸能等に関する対外行事についてでございます。この第5項は、主に部活動等の活動についての基準でございます。引率や費用等について、明確な基準がなかったため、第2項の修学旅行及び校外学習の項目に合わせて、新たに定めるものでございます。

各項目の説明をする前に、別添資料3の千葉県立中学校の校外行事の実施基準をごらんください。

この基準の2枚目のほうになりますけれども、宿泊を伴う校外行事の(2)特別活動及び部活動等の集団で実施する場合は、(2)のイで、引率者について校長の指名した者とすると定めています。また、ウでは、参加承諾書を受理すると定めています。この県立中学校の基準を参考に改正案を検討いたしました。

それでは、新旧表をごらんください。

まず、第5項の1は、もともと第5項に記載されていた内容を引用しました。第5項の2では、日数について、日帰りを原則とし、特別の事情がある場合、具体的には関東大会あるいは全国大会、その他遠方で行う宿泊を必要とする場合について、校長が行事日程を考慮して日数を決定すると決めました。

第5項の3では、引率職員について、日帰りの場合は修学旅行及び校外学習に準じて30人ごとに1人の割合として、宿泊の場合は、校長を含む複数名を原則としました。

関東大会や全国大会等で、遠方で行われるものについては、校長が同行することが望ましいのですが、現実として大会の日程が重なってしまうこと、あるいは出張研修等で引率が困

難な状況があることを踏まえ、原則とするとさせていただきます。

第5項の4では、参加承諾書について、宿泊の場合は必ず受理する。日帰りの場合は、校長が必要ないと判断した場合は除くとしています。部活動の日帰りの活動につきましては、練習試合で交通費を必要とする場合、大きな合同練習会やオープン大会等で参加費を必要とする場合など、さまざまでありまして、その全てにおいて参加承諾書を受理する必要はないという判断から、校長が必要ないと判断した場合は除くしました。

第5項の5につきましては、その他は修学旅行及び校外学習に準じて行うことを定めています。

以上でご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第48号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、それでは。

私から。

これはこの議案名でいきますと、教育課程編成の基準に関する規程というものを改正するというので、これは対象は市立の小中高という理解でいいですか。

学務課長、お願いします。

学務課長 これは小・中学校です。松戸市立小・中学校及び中学校管理規則の中で定められている別のものになりますので。

教育長職務代理者 それではご質問。

市場委員。

市場委員 この改正の第4条第5項の(3)で、引率職員は云々かんぬんとあって、宿泊を要する場合は教諭と書かれています。引率職員は、必ずしも教諭ではない場合があって、例えば部活動の指導者などが教諭でない場合があるということを想定して、こういう書き方になっているのでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長。(3)引率職員は云々かんぬん、校長を含む複数名の教諭を参加させることを原則とする。

市場委員 これは何か意味を持って、こういう書き方をされているのか。

学務課長 引率職員はと書いて、教諭という表現だったのでわかりにくくなってしまったというので。

市場委員 引率職員が教諭じゃない場合があるということを想定しているのかという話なんで

すが。

学務課長 いや、そういうわけではございません。

教育長職務代理者 つまり、あまり意味がないということですかね。引率する職員という中に、いわゆる教員以外の方も含まれる。

市場委員 含まれているのか。

教育長職務代理者 というような含みを持たせているわけではないというご説明で、今ご答弁だったと思いますが、それはそういうことなんでしょうか。

学務課長 教頭、主幹教諭、教諭、いろいろありますけれども、それら全て含めてのことなので、教諭という表現が、複数名の教諭をといるところが、もしかすると妥当でなかったかもしれない、申しわけございません。

教育長職務代理者 複数名の、ここで言うと引率職員と同義の言葉を持ってきてもいいのかもしれない。

市場委員 例えば、部活動について外部指導員をといる話もあると思いますけれども、そういう方が引率するということは想定していないということですか。

学務課長 これからそういう場面も当然出てくるのかもしれないので、その辺も織り込んでいかなきゃいけないなと思っております。

市場委員 そういうことを織り込んで、わざわざ引率職員としているのかなと思ったんだけど、それはそういうわけでもないんですね。

教育長職務代理者 ここは何か確認をすべきところでしょうか、どうでしょうか。

学務課長 引率職員というところは問題ないと思うのですが、引率していく職員についてのことで、ここで複数名の教諭と限定してしまっているところをちょっと直したいと思います。

市場委員 宿泊するときは、必ず教諭がつくんだなという、そういうことを想定しているんだなと思ったんですけど。

教育長職務代理者 そういう意味に捉えてもおかしくないような気はしますが、教育長。

教育長 要するに、校長を含む複数名の教諭とまとめているから違和感というか、文章自体は合理性ない。ですので、複数名の教諭とまとめていること自体、もう一回確認作業に時間をいただいたほうがいいのかも。この文章でいうと、校長も教諭になってしまうので。

学務課長 校長も教諭という扱いに含まれてしまうように読み取れてしまいます。

市場委員 そうか、そこがそもそもおかしいのか。

教育長 なので、いずれにしろ確認作業を必要とするので、今市場委員さんからいただいた意見も参考に含めて、確認させていただいたほうがいいかもしれないですね。

教育長職務代理者 学務課長、いかがしますか。これは、じゃ、次回ということでいいのかしら。

学務課長 この部分を含めて確認をさせていただいて、もう一度提案させていただく形よろしいでしょうか。

教育長職務代理者 わかりました。そのほか何かお気づきな点あって、いずれ次回にはなりませけれども、この機会にご質問等あれば、お伝えしておいたほうが効率的かと思しますので。

ちょっと幾つか論点といいますか、はっきりしたところがあるかと思いますが。今のちょっと教諭と職員のところ、それ以外の点があればぜひ、せつかくです。

山形委員、ありますか。

山形委員 それ以外の点で、質問というよりも、4条の(4)のところ、保護者の承諾書の件なんですけれども、私今まで承諾書を書かなかったことがなかったんですね。いつも必ず校外学習だとか遠足だとかも、全て保護者の氏名と捺印をさせていただいていたので、逆にこれが訓令上になかったというところが、驚きでした。今現状学校は全てやっているけれども、紙面上に載せて定めるという考え方でよろしかったですか。

学務課長 そうでございます。

山形委員 ありがとうございます。それと、先ほどの市場委員のところと少し重複するんですけれども、5の(3)のところ、日帰りの場合、生徒30人ごと1人の割合としてということで、大体のクラスが多いクラスだと35名、3クラスだと15名、30人だと、となると、担任の先生だけの引率で校外学習とか日帰り、近くの場合に、例えば農園に見学するというところで、外に出るというときに、担任以外にプラスアルファ先生を1人配置するときに、市場委員と重なるんですけど、どの先生でもいいのかというところで。

例えば、先生の手があかなくて、事務職員がついていたりとか、養護教諭の先生が同伴するだとか、その辺が、教諭となっているので、校長先生でよかったのかというところがちょっとわからなかったもので、同じような表現のところ、気になったのが同じでしたので、お伝えしました。

学務課長 この5番の(3)に関しましては、クラス単位の話ではなく、部活動等を対象としたものでございます。

山形委員 わかりました。

教育長職務代理者 ちょっと今の点は、そうすると、運動または芸能等に関する対外行事というのが、運動系あるいは文科系の部活動を想定したものについて言っているということでした。同じような、第4条の2のところなんかは、修学旅行及び校外学習を計画し、というところに、恐らく何か自然見学とかで出かけるときのことは、ここの校外学習というのに当たるといえることですかね。

この(3)は、またさっきのと違う書き方をしているんですね。これは当然、教員でありましょうから、こういう書き方をしたと。

武田委員。

武田委員 文言の話ではないんですけれども、ついでなのでいいですか。

その前のところの(4)のところもそうだし、その次の(4)のところにも出てくる保護者の負担が過重にならないように留意するとともに、と両方に出てくるんですけれども、山形委員がおっしゃったような承諾書をとるといふこと以外に、事前に何か留意する過程というか、どういった形式を踏んでそのあたりのことを想定してらっしゃるのかという、流れがわかれば教えていただきたいなと思うんですけど。

教育長職務代理者 今のは、第4条の2項と5項の両方というご質問ですか。

武田委員 (4)。

教育長職務代理者 2項の(4)と5項の(4)ということですね。

武田委員 そうです、そうです。

教育長職務代理者 修学旅行、校外学習、それから部活動と、両方についてそのようなことを、保護者の負担が過重にならないような手順というか、流れというものがあるのかというご質問だと思います。

学務課長、お願いします。

学務課長 学年の行事の校外学習の場合、当然学年年間計画等で、こういう時期にこういうものがございまして、これくらいの費用がかかりますと、その辺を提案して、過重な負担がかからないようにさせていただいているところです。

部活動につきましても、大体この時期にこういう大会があるというのは見えておりますので、中学校の場合、年度当初の部活動保護者会等で大体こういう時期にこういう大会がございまして、全国大会に出ればこうなりますというお話はさせていただいて、準備を進めているところです。

武田委員 今までの経緯の中で、例えばそういった告知の段階で、例えば担任の先生等にちょ

っと難しいというようなご相談を保護者からいただいて、それが解決できるとか、そういったことはなかったという。

告知だけでは、本当のところというのはわかりかねる部分も、生活現状という意味であるのかなと想像して、今の質問をさせていただいたので、いろいろな家庭のことも、もちろんもともとバックグラウンドをご存じだと思うんですけども、そのあたりは保護者会とかそういうことじゃなくて、どういうふうに考慮されているのかなというふうに思って、聞かせていただいたんですが。

学務課長 大会等で宿泊の場合、中学校の大会等で全国大会等の場合には、補助等も出ておりますので。そういったものがない、いわゆる一般の合宿等の場合には、そういったお子様がいる場合にはできるだけ計画をしないようにして、近場でお金がかからないようにするとか、そういった工夫は当然学校のほうはしております。

武田委員 事前にそういった話をなさる。

学務課長 はい。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

ちょっと私も読みながらで大変恐縮なんですけれども、修学旅行とかな場合は2項ですね、修学旅行、校外学習。これはもともと1、2、3、(5)までであったものを、ちょっと微修正が今回入るということで、同様に、部活動について5項のところでも新設して明確にしてきたというところだと思います。下敷きとしてはそういった修学旅行等のものを使いながら。

ただ、学校の定められた手続のことで、ちょっと年度を超えるのがどうなのかなという気にもなりますけれども、恐らく臨時会が今度3月中にもあろうかと思っておりますので、多分そのほうがスムーズかなと思います。できれば、調ったルールが決まった中で、新年度スタートしたほうがいいのかと思いますので。

そこを踏まえて、次回にこの議案を継続するというご審議いただいて、それで次回に送りたいと思いますが、いいですか。

あとそのほか何か気になる論点あれば、確認していただいて。

伊藤委員。

伊藤委員 これは全く私の個人的な印象なんですけれども、いろいろなところに運動、芸能等というふうに出てくるんですが、ちょっと芸能という言葉が、何か非常に違和感を感じて、一体何だろうなと思っていたんですけども、要するにこれは文化活動と言っていいわけで

すか。文化活動と全く同じですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 その部分を指しております。

伊藤委員 もし何か、すでにいろいろなところで使われていて横並びでここだけ変えられないのであれば仕方がないのですが、芸能という言葉じゃなくて、運動・文化活動等に関する対外行事としたほうが、何かとわかりやすいし、受けとめやすいと思うので。何かの機会に検討いただけませんか。

教育長職務代理者 そうですね、伊藤委員のご意見は、ぜひご検討いただきまして。ただ、こういう言葉を選んだからには、何か根拠があって、たたきとなるものが文科省とか文化庁とかと、あって、部活動の分類分けとしてこのような言い方をする、何かがあるんだと思います。

何かがあるんであれば、いいんだけども、いまいち市民感覚からすると、芸能って、興行に出るわけでもないのに、何かちょっとどうなんだろうという感じがすると、語感の問題ですけれども。引き続き、これは意見としてお伝えをさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、ほかにないようでございます。この件につきまして、次回に継続するということで、継続審議といたしたいと思います。

議案第48号につきまして、次回に継続するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、議案第48号は次回に継続審議するという事にさせていただきます。

◎議案第49号

教育長職務代理者 続きまして、議案第49号 「松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、議案第49号 「松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」についてご説明を申し上げます。

新年度から夜間中学校、松戸市立第一中学校みらい分校が開設されることに伴い、みらい分校の文書記号を定めるものでございます。

改正内容についてご説明をいたします。

49ページをごらんください。

改正前後の表の一部を載せてございます。中に別表（第9条関係）とございます。資料はございませんが、松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の第9条の2に、文書番号及び別記に規定する文書記号を付すとあります。その別表の最後の部分を載せてございます。

別表には、それぞれの学校の文書記号が定められていますが、みらい分校につきましては、「松一中み」と新たに定めます。

以上でご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。議案第49号につきましてはただいまのご説明のとおりです。

質疑及び討論に入ります。

事務的な文書の取り扱いのときの文書番号というんですか、これが「松一中み」と入れるということでございます。

よろしいでしょうか。

開校が来月の16日とかというようなことは、ちらっとお聞きをしておりますが、いよいよスタートすると。よろしいですかね。事務的なことですので、じゃ、これは。

質疑、討論ないようでございますので、終結といたします。

これより議案第49号を採決いたします。

議案第49号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第50号

教育長職務代理者 続きまして、議案第50号 「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、議案第50号 「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 ご説明いたします。

50ページをごらんください。

提案理由につきましては、様々な課題に悩む児童生徒や保護者との相談体制を強化できるよう、市内小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置増員するためでございます。

それでは、次のページ、51ページをごらんください。

下段に改正前、改正後の新旧対照表がございます。改正すべき条項、内容については、第2条職員の定数は別表によることの、別表第2条関係でございます。種別、教育研究所定数(人)を、現行の14人から1人増員し、15人とし、その同数1名を事務局定数から減員し、現行の155人から154名といたします。

下段の計については変わらず、476人でございます。

教育研究所の定数を増員する理由でございますが、平成29年度よりさまざまな課題のある児童生徒や保護者に寄り添い、家庭環境を調整、支援するための福祉的アプローチを積極的に行うため、学校教育部内の教育研究所に社会福祉士資格を有する職員を配置いたしました。

その職員をスクールソーシャルワーカーとして六実中学校に固定配置し、福祉的な支援を行ってまいりました。事業を開始したことによる成果、効果につきましては、子供が抱える課題の背景にある家庭環境の改善に向け、資格を持ったスクールソーシャルワーカーが支援を行うことで、SOSをなかなか出せなかった児童生徒や保護者への支援体制が整ってまいりました。

そこで、平成30年度はスクールソーシャルワーカーを古ヶ崎中学校、金ヶ作中学校に正規職員、非常勤職員を増員し、配置校を中学校3校にふやし、児童生徒や保護者等に対して支援体制の充実を行ってまいりました。

新年度、31年度につきましては、さらに1名を増員いたしまして、研究所内に配置することで、アドバイザー役を担っていただき、学校に配置されているスクールソーシャルワーカーと連携をして、きめ細かな支援ができるよう、さらなる支援体制を充実させようと進めてまいるところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。議案第50号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 山形です。

教育研究所にスクールソーシャルワーカーが新たに1人、アドバイザーとして入っていただけことは、本当ありがたいと思います。現状として、今中学校に配置をされていますが、小学校でも問題があったケースだとか、他の中学校で問題があったケースなど、また研究所に配置されるということは、不登校のお子さんに関するつながりなんかもできると思うんですが、今現状として、配置されているところ以外でも、小学校の職員の方が困ったときにサポートするような動きは、ソーシャルワーカーはしてくんでしょうか。

教育長職務代理者 現状の配置の3名の。

山形委員 現状の配置の3名の方が、中学校に配置されていますけど、ほかに小学校などでも福祉のサポートが必要というときに、アドバイスだとか何か動きだとかがとれているのかというところがあれば。

教育研究所長 小学校に関しては、六実中学校では、学区内の小学校にも活動を伸ばして、小学校からの時点でのスクールソーシャルワークには足を踏み入れています。それから、市内全域で言いますと、今のところ市でやっているのは固定配置でやっておりますので、県のSSWに依頼をするという形でしか、現状ではなっていません。

それ以外の古ヶ崎中については、今は古ヶ崎小との活動範囲を広げている最中です。それから、金ヶ作中については、小学校という形ではなくて、今四中と複数の中学校区に少し活動範囲を広げてという形で、どういう形で全市的に体制をつくっていったらいいかという実験的にそれぞれの学区に合ったような活動範囲の広げ方をしながら、全市的な体制をどう構築していくかということを模索しているところです。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

市場委員。

市場委員 今の質問と大分重なりますけれども、まず、3校については固定配置で常勤の方がいらっしゃるという理解でいいのかということと、ソーシャルワークを必要とする家庭というのは、全市にたくさんあるんだと思いますけれども、家庭のSOSを受けとめる場所としては、教育委員会でいえば教育研究所のスクールソーシャルワーカーが受け手なるという理解でしょうか。

教育研究所長 配置については、各校常勤と非常勤の2人のペアで置いております。3校とも

です。固定配置にした狙いは、SOSを上げられない家庭にもアプローチができるようにと
いうようなことで置いていますので、県が置いているSSWの派遣型というか、要請があっ
て行くというのとは、ちょっと狙いを異にしています。

ただ、同じような形で全校配置というのは、なかなか経済的な面からも人材的な面からも、
なかなか難しいというのが見えていますので、今のところはその学校での教員からの情報、
保護者からの相談、子供からの相談、そういうものを引き受けながら、家庭環境に課題があ
りそうなところをどうつなぐかということをアプローチしているところです。こんなのでお
答えになっているでしょうか。

市場委員 余り僕の質問もまとまらないんですけど、ソーシャルワークを必要とする家庭は多
分たくさんある。それで、固定配置をしてSOSを発することのできない家庭にもアプロ
ーチをするというのは、非常に積極的な試みだと思います。

それを全校にできればいいけれども、さすがにそれは予算的に無理だという話もわかりま
す。どうしたらいいのかわかりませんが、少しでもそういう活動が広がっていくこと
を願っています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ちょっと整理すると、固定配置を3校やっていて、
六実は学区内の小学校についても、結局SOSを上げられない家庭にもというのは、その地
域の情報とか兄弟からの情報とか、そういったものがある程度そこでリンクして動けるよ
うにするというようなお話だと理解しました。

あとは、古ヶ崎中学校、小学校、それから金ヶ作中、四中にもというぐらいの感じでしょ
うか。要は横の連携と、エリアを広くとか縦の関係とか学区とか。こういう固定配置型の成
果と、今度1人教育研究所にスクールソーシャルワーカーの方が来られた場合には、今度
県の派遣型とは別に、何か事案があったときに、そこに教育研究所から派遣するというよ
うな理解ですかね。

教育研究所長。

教育研究所長 29年度に六実中に置いて、それから30年度に3校に広げて、しばらくしてはっ
きりとした課題が出てきたのは、スーパーバイザーが必要だということです。福祉職を学校
に置くことで、ケースに関するスーパーバイズをする役目がいないんです。ですので、ワー
カーさんは非常に不安な状態で働いています。要するに、福祉の部門にいれば、ケースに関
して相談は、そこの福祉部門の上司であったり相談しながら、そのケースについて進められ
るんですが、学校にいるのは教員ですので、学校としての相談は校長、教頭を含めできます

が、ケースの相談がなかなかできないということで、スーパーバイザーをどうするかという課題が明確になりました。

ただ、じゃ、スクールソーシャルワークのスーパーバイザーをできる人間がいるのかというと、まだそこまでの人もちょっと見当たらないし。であれば、少なくとも統括のSSWを置いて連絡調整を図ったり、相談を中心になって行う人間がいないと、現場を持ちながら、今も会議は続けていますが、現場を持ちながらスーパーバイズみたいな相談に乗りながらというような形は、なかなかちょっと難しいというのが見えてきましたので。

ですので、統括という名前をつけまして、要するにチームとしてスクールソーシャルワーカーが協力体制ができるような役割を持たせたいというのが一つです。と同時に、いろいろな形を試している途中ですので、六実のように小学校、中学校にどっぷりつかるといった形で早くからアプローチをするタイプと、それから、金ヶ作中については、複数の中学校に足を延ばして活動をしていくタイプ。それからもう一つ、市内での派遣型というか巡回型とか、どうなるかわからないですけども、少し身動きを軽くしながら入っていくような形も行ってほしいというのが3年目の活動ですので、それを統括のSSWにはやっていただくという、そういうイメージで。

3年間のいろいろなやり方を踏まえて、地域ごとにどういう形をつくっていくのが、ベストとは言わないまでも、よりベターなSSWの体制がつけられるのではないかと、そういうような形で設置する予定です。

市場委員 意見ですけれども、スーパーバイズする方がいない、それを養成していく必要があるということだと思います。それは全くそのとおりだと思います。かなり専門性の高い仕事になると思いますが、行政の職員というのは、数年ごとにかわっていくことが多くて、その知識とかノウハウが集積されないということがあるとは思っています。そういう非常に専門性の高い職種においては、長期にわたって一貫して仕事についていく方を養成する、そういう体制も必要なんじゃないかなと思っていますので、ご検討ください。

教育長職務代理者 教育研究所長、コメントあれば。

教育研究所長 非常におっしゃるとおりです。常勤の職員については、今後異動もあり得ますので、今入っているワーカーも、元高齢者支援だったり生活支援だったりの現場を踏んではいます。逆にその人間との交流という形になれば、異動をすることによって、お互い福祉の面からも子供たちへの視点も広がるであろうし、スクールソーシャルワーカーでの課題をまた福祉の面にも持ち帰っていただいてカバーできるところが広がるのではないかとこの

とも期待しながら、そういうスーパーバイザー的な方が育つようなことも考えていきたいと
思います。ありがとうございます。

教育長職務代理者 資料の数は少ないんですけど、非常に奥行きのある議案かなと思います。
また、効果的な配置を求めている人材も急に広がらない中で、どういう成果を出すかという
チャレンジだとは思いますが。

よろしいですか、あとご質問。

いろいろな面に波及するポイントになろうかと思えます。さまざま、虐待等に関する報道
等もまだまだ続いておりますし、少しでもいい状況をみんなで作っていくということです。
ぜひ現場のご努力をお願いして。

それでは、なければこれで質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第51号

教育長職務代理者 続きまして、議案第51号 「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規
則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、議案第51号 「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の一
部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

52ページをごらんください。

提案理由といたしましては、第一中学校みらい分校の設置に伴い、当該分校に勤務する職
員の職種等を追加するためでございます。

それでは、53ページをお開きください。

下段に改正前、改正後の新旧対照表をごらんください。

改正すべき条項、内容につきましては、第2条職員の定数は別表によることの別表第1
(第3条・第9条関係)でございます。

種別、スクールアシスタント、日本語指導支援スタッフ、臨時用務員に、第一中学校みらい分校に勤務する職員の就業時間の記載を追加し、新たに職種、保健師を追加いたします。また、学校司書を、資格の有無による時給単価の違いを区別するため、学校図書館専門員と学校図書館支援員に区別する記載にいたしました。

日本語指導支援スタッフにつきましては、みらい分校開校当時には配置していませんが、みらい分校が夜間開校の学校であるという事情を考えると、日本語が不得意な生徒の入学も考えられることから、今後日本語指導支援スタッフの配置が考えられることから、記載をすることにいたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第51号につきまして、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 お時間の件に関しては、意見はないんですが、質問で、54ページの真ん中にある保健師となっているところです。学校というと養護教諭というイメージなんですけれども、夜間中学校の生徒さんの背景が、ご高齢の方もしくは外国人の方などなど、社会的背景のサポートが必要だから、こういうソーシャル的な部分も加味して保健師さんを置くということは、意図的なものなのか。それとも、夜間中学校には保健師を配置しなさいというふうになっているのか、その点を伺いたいです。

教育改革室長 夜間中学校にも、養護教諭の配置が必要となるのですけれども、もし養護教諭が配置されない場合は、養護教諭にかわる保健師を配置するということです。

山形委員 養護教諭のかわりに保健師をという。

教育企画課長補佐 ということです。

山形委員 意図的ではなく、養護教諭の配置が難しかったので、保健師を募集して配置したという形ですか。

教育改革室長 あくまでも、養護教諭を配置することが望ましいのですけれども、それがかなわなかった場合の措置として、かわる者として保健師の配置を備えとしての想定をしております。

山形委員 もし養護教諭の配置がある場合は、これはなくなるということで、理解で。

教育改革室長 さようでございます。

教育長職務代理者 活用されるかどうかわからないけれども、そこにこういう職種でルール上はこの余地をつくっておくということですね。保健師さんが配置されるかどうかは未定ですね。養護教諭の方が来ていただければ、そちらが養護教諭として入られると。

教育改革室長 はい。

市場委員 この新しく追加された部分というのは、全てみらいについての文言ということではないわけですか。学校図書館専門員とか学校図書館支援員は、みらいのことではないということと理解でいいんですか。

教育長職務代理者 そこは違う狙いがあるというふうにお聞き取りしましたが。

教育企画課長。

教育企画課長 そのとおりでございます。学校司書のところで学校図書館での資料整理等ということではありますが、こちらのほう、専門員と支援員ということで、こちらのほうはみらい分校ということではなくて、学校司書の関係を分類したということと。

教育長職務代理者 そのほか。よろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。

そうすると、このみらい分校には、図書館専門員というのはこれからも置けないということと、置くことは想定していないというように理解してよろしいですか。

教育改革室長 次年度については、置くことは考えておりません。

市場委員 そうすると、将来必要になれば、また改正するということ。

教育改革室長 図書室はあるのですが、分校における図書は、本校とは規模も大きさも違いますので、今のところはその想定はないということと。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

武田委員。

武田委員 これに直接かかわらないんですけども、最終的にみらい分校の教員構成って、どういうふうになったのかだけ、最後に教えてもらえたらと思います。

教育改革室長 今のところ、教諭7名、教頭職1名の県費負担職員の構成となる予定でございます。

教育長職務代理者 予定としてのご報告をいただきました。

よろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 これは、ちょっと直接関係ないんですが、今回は臨時職員の規定だと思いますが、そうすると、教頭先生と教諭の勤務時間はどういうふうの規定されるのでしょうか。

教育長職務代理者 通常の県費負担の職員の方の勤務時間のルールはどこにあるか。

伊藤委員 普通ですと、朝から夕方までで、それを超えれば残業になるわけですね。

教育長 実はきょう、この後にそういう時間をつくる予定だったんですけど。でも、答えられるから、教えてください。

教育改革室長 勤務時間につきましては、県費の教頭と教諭は、通常の先生方と同じく 8 時間半です。生徒の下校時刻が 20 時 45 分なので、教員の勤務時間の終了は 21 時 15 分、そこからさかのぼること 8 時間半ですので、スタートは 12 時 45 分です。8 時間半の中には 45 分の休憩を入れた勤務時間となります。

伊藤委員 特殊な勤務時間帯になるということですね。

教育改革室長 昼間に来て、夜まで勤務するという、8 時間半の勤務になります。

教育長職務代理者 あとよろしいでしょうか。

ほかないようでございますので、質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第 51 号を採決いたします。

議案第 51 号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第 51 号は原案どおり決定いたしました。

◎日程の追加

教育長職務代理者 次に、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第 52 号及び議案第 53 号を日程に追加の上、議題に追加いたします。

◎動議の提出

教育長職務代理者 さらに、会議冒頭で教育長がお諮りしました議案第 52 号、議案第 53 号及び報告第 4 号の審議は秘密会となりますが、この後で委員が出席した研修報告を予定しております。そのため、議事日程を変更して、秘密会に入る前に、委員の研修報告をしてはいかがかという動議を提出いたします。

一旦、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 ただいま山田教育長職務代理者から動議が提出されました。

議事日程を変更して、教育委員からの研修報告を行ってはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、決をとらせていただきます。

議事日程を変更し、教育委員からの研修報告を秘密会に入る前に行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議事日程を変更し、教育委員の皆さんからの研修報告を秘密会に入る前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行を再び山田教育長職務代理者にお願いします。

◎研修報告

教育長職務代理者 それでは、ただいまの決定どおり、報告をおありの方はしていただくということで、私からは2点、ペーパーをお出ししております。それから、伊藤委員からと山形委員からペーパーが出ております。

(「つくっていませんけれども、この研修会報告を簡単にいたします」の声あり)

教育長職務代理者 そしたら、ちょっと時系列で恐縮なんですけど、私が茂原に行ってきました、これはちょっと資料が傍聴の方も行っているかどうかあれなんですけど、平成30年度第2回教育長教育委員研修会参加報告というのが、1月22日に茂原市民会館で行われましたので、言ってまいりました。簡単にご報告させていただきます。

佐藤先生という方が、震災のときに非常にいろいろな問題にもなりましたけれども、石巻の大川小学校に、お子さんが通ってらっしゃった方ですね。ご自身は別の中学校で教鞭をとられておられたということで、その後、報道のとおりでございます。そのまま校庭にとどまり、ようやく避難を開始したときに、津波に巻き込まれて、ほぼそこに残っていた多くの生徒さんが亡くなられたというようなことでした。

結果、この先生、おやめになって、今はそういったこともみんな周知していくというような活動をなさっていると、そんな方で、教育委員会とも裁判等もやっている原告団にも入っているのかな、という方でございます。

ちょっと細々は省きますけれども、ちょっと1点だけ中身に触れると、国語の教諭なんですよね。国語の教員として、震災後に校長先生から生徒たちが出せない、表現できないということを俳句大会をやってみてくれないかというような話で、そんな心の傷のかさぶたをひっぺがすようなことは私はできないと、最初は断ったんだけど、とにかくやりましょうということで、毎年俳句をつくってもらったことをやった。

そこにあらわれてきた子供たちの表現というものに、表現するということが非常に有効なんだということを感じたというようなことが報告としてありました。これはその先生の国語としての分野なんですけれども。

下の感想というところの上の、三、四行のところなんですけど、結果、現場にいらした教頭先生が最終的にさあ逃げようという判断を下すまでの間に、いろいろな議論がその場であった中で、とどまるという選択をずっと50分間し続けてしまった。そこに違う意見を出すこと、違うものを許容しないというのが、もし雰囲気があったんだとすれば、そうじゃなく、違いを理解し合うというような、そういうコミュニケーションを積み重ねていないということがあったのではないかと、そういったことの文化をつくっていくということが大事だというようなことが、結論としておっしゃられていましたので、非常にそこは同感、共感をさせていただいたところです。

結果、感想のところに書いてありますけれども、この佐藤先生いわく、やはり教育委員会がその後情報を出さない、関係者の話を直接聞かせないという、情報を隠蔽するような動きに感じられてならない。これは当事者の立場が変われば、そういうお感じ方もあるでしょうし、組織としてはできないこともあるんだと思うんですが、やはりここを、そういうことになってはいけないというのが、私たちの役目だろうと思いますので、災害に限らず、責任問題のために口を閉ざすというようなことじゃない文化を、松戸市の教育委員会は必要じゃないかということを感じました。

一応、以上でございます。

そしたら、次、文科省のほうに行きますが、あと、皆さん文科省でいいですかね、そのほかね。

じゃ、続けて私、させていただいちゃいます。

行政説明は省きます。これはいろいろと文科省の方がいつものとおり、非常にたくさんの分量のことを一気にご説明がありました。

新指導要領も変わりました。ちょっとその後の分科会が教育委員会の運営の活性化につい

てということで、参加してまいりました。ざっくばらんな話し合いだったんですが、ここに書いてあるような方々と同じグループでございまして、元教員の方が3名、半分いらっしゃいましたね。あとは教員ではない方がいらっしゃったと。たまたまですけども、そういうような構成でした。

働き方改革について、どんな取り組みをしていますかという話で意見交換をさせていただいたというところに、これは不思議なんですけど、やはり教員出身の方のほうが、しかし、仕方がないんだということの雰囲気がある、やはり現場としてはなかなか時間を減らすというようなことだけでは解決しないということ、やはり肌で感じてらっしゃることに基づく質問が多かったように思います。

それで、中央区、東海市、奈良市なんていうところは民間の方でしたけれども、個々の委員会ではどのようなことを今取り組んでいるかというところで、部活動の外部指導員とか、給食費はもう教員は触らないとか、留守番電話の導入とか、夏休みプール中止とか、そんなお話でありました。

それから、最後に総合教育会議によって顕著な成果を上げた例があるかと。つまり、首長と直接話す機会というものがどう有効に活用されていますかという投げかけに対しての、グループ討議をいたしました。一番はっきりしていたのは、志木市が、大分準備もされたんでしょうが、こういうパンフレットをつくりたいんだということで、総合教育会議で市長と、よしわかった、やりましょうというお答えをいただいて、その場で実施に向けて動き出したとか、25人学級から先、複数少人数指導というのを実現をしたのも、市長との総合教育会議での話ということでありました。

こういったこともありますし、何かちょっと、私どもは年2回、恐らく今やっていると思うんですけども、年1回というところも幾つかあって。ちょっと特筆すべきは奈良市のところなんですけど、定例会で、この場ですね、これは総合教育会議じゃないんですけども、教育委員が交代でテーマについて皆さんにテーマを投げて、皆さんから意見をもらうということを順番でやっていますということで、奈良市は非常に文化財とかもありますので、いろいろなそういう活用とか、さまざま幅広いことが、この教育委員会の会議で話せてよかったというようなことがありました。

最後に、ちょっとこれはもう1枚資料をつけさせていただいて、元気に育つ志木っ子条例と、志木市の、即決して市長からゴーサインをもらってつくったというパンフレットなんですけれども、実際はカラーのもので、言ってみればごく当たり前の内容なんですけど、私ちょ

っと総合教育会議でも市長にも申し上げたことなんですけれども、教育大綱をこれからまた考えるという中で、どうやって市長が言うように、私立の学校まで含めて、この町ではこういう子育てしようよということを教育委員会で考えてくれと言われて、どうも守備範囲が違うんじゃないかと常々思って、市長の話をあんまりまともに聞けてなかったんですが、やれるとしたら、こういうようなことを大綱から先、こういう子育てをしましょうということをやれるとしたら、こういうことなんじゃないかなと思います。

この志木の例がいいかどうかわかりませんが、多分同様のことについてはいろいろな町であって、条例までやるかどうかというところもありますけれども、コンセンサスを取り、議会も通した上で、市内の幅広く最低限のルール、あるいは目標とすべきものについて条例という形かどうか別にして、やっているという、志木市というのは非常に、規模とすると大きくない自治体でありますから、またできるのかもしれませんが、おもしろい取り組みだと思いました。ご報告します。

ちょっと長くなりました。失礼しました。以上。

続きまして、伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 伊藤です。

私は、2月16日に文科省であった市町村教育委員研究協議会に出させていただきました。

それで、全く気づきの点だけなんですけれども、まず、行政説明については、3つの項目ですね、組織再編と新学習指導要領、学校における働き方改革ということで、ここに書いてあるような紹介が文科省のほうからあったということです。

働き方改革については、私、その後の分科会でも同じ働き方改革だったので、そこでちょっと関連づけてお話しさせていただきます。

メモの下のほうにある分科会なんですけれども、まず、文科省からはいろいろな、その前に、失礼、行政説明のほうでも話があったんですけれども、ちょうど働き方改革についての中央教育審議会の答申が1月の末に出て、その紹介があって、それをできる限り、できるところをやっということうことで、かなり文科省も力を入れているようでした。学校がどこまで何をやるかということについて、積極的に保護者の方へのPRというか説明を文科省が音頭をとってやりたいということで、既に何か動画のメッセージをつくったということで、そういったものも一つの手段として、いろいろな形で学校のあり方というか、学校がどこまでやるのかとかというようなことを、特に地域とかあるいは保護者のほうに説明をしたいというようなことをかなり強調していたことが印象に残りました。

それで、分科会のほうではそれを踏まえてさらに説明があり、基本的な考え方というのは、働き方改革は子供のためのものであること。それから、教師になりたい人が、かなり今少なくなってきたことに、非常に危機感を持っていて、特に教員試験の倍率が2倍を切ってしまうというような状況は、危機的であり、2倍とかそれ以上に持っていきたいというようなことで、そういう意味からも、働き方改革をやらないといけないということを強調していました。

それから、一番下ですけれども、中教審の答申の4章にあるんですけれども、学校とか教師が担う業務の明確化、適正化ということについては、文科省のほうでもそういうことでいろいろPRをするので、教育委員会でもイニシアティブをとってその具体化をしてほしいということでした。

分科会ではさらに、グループ別で討議して、それぞれ具体的に各市がこんなことをやっていますというような紹介があったんですけれども、これを見てもわかるように、各市で、外部へのシステム委託とかあるいは外部の人材を使ったり、あるいは夏休みのプールを制限したり、それからあと、学校を3日間、ちょうどお盆の時期ですけれども、学校を完全に閉めて、先生も休めるようにしたとか、いろいろな方法はとっているようで、松戸についても、私のほうからいろいろな留守番電話のこととか、説明しておきました。

ただ、その議論の中では、支援システムを入れても、どの程度業務の軽減につながっているのかわかりにくい、その成果が出ていないケースもあるというようなことがあったり、あるいはもっと大事ですけれども、学校業務というのは、なかなかスクラップ・アンド・ビルドがやりにくいと。何かどうしてもふえていく傾向にあって、どうしてもやめることが難しい、何をやめたらいいのかというのはなかなか難しいので、本当に子供たちのためになっているかというような観点から、やめるものを考えていかなきゃいけないというような議論もありました。

それから、留守番電話も確かに助かってはいるんですけども、留守番電話やタイムカードを導入して、勤務時間をきちっとして帰るようにしても、結果的には家に仕事を持っていってしまうというようなこともあるので、なかなか難しいというような話もありました。

最後のコメントのところに書きましたけれども、既に一部申し上げましたが、文科省がこの働き方改革についてはかなり積極的で何とか具体的な成果を出したいと考えていることが印象に残ったのと同時に、自治体もいろいろやっているんですけれども、議論の中でも出ましたけれども、果たしてそれらが本当に業務の軽減につながっているのかどうか、ちょっと

見えないというようなところもあって、試行錯誤しているような状況なので、もう少し時間がかかるのかなというふうに感じました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員。

山形委員 同じく伊藤委員と同じ会に参加して、行政説明のほうで気になったキーワードをばつと羅列しているんですが、文科省の方から、キーワードとして、これはと思ったのは、「子供を通して大人も学び合うことを進めていくこと」でした。次のページに進みまして、デジタル教科書が使えるようになったことと、紙の文化も大切にいくので、半分はデジタル教科書にしない選択ですね。

そのほかに、働き方改革のところで、教員自身のために、日々の生活の質やみずからの人生をよりよくするということが根本にあることや、教員のメンタルで、やはりお休みをする方が多くなっている。別な勉強会で知ったのですが、5,000人ほどの先生が体調を、心のことで崩されているというデータを見ました。心身の健康が最も大切で、ストレスチェックも必要になっていく。

文科省の方が何か一つこれをやったからよくなるという魔法の杖ではなく、一つ一つ見直していきましょうということと、文末最後のほうですね、全て本来必要なのは、「一人一人の子供たちが大切にされること。」「新しい時代の学校のあり方が大事だ、大切だ」という言葉を聞いてよかったなと思いました。

つい先日の話なんですが、広島県福山市でイエナプラン、オランダ式の教育スタイルを導入する学校をやりますと記者会見がありました。福山市の教育長が言っていたので、文科省もそれを後押ししているというところも感じました。こういう一人一人の子供が大切にされるようなことが広がってくるんだなと思いました。

次のページのほうが分科会です。

いじめ・不登校に対して、お話ししてくださった方が、法務局の保護監をしていた女性の方でした。いじめの定義について、とても広い範囲になっていて、けんかについても背景調査をしている。6年間調査をしていて、9割の子が無視をしたことがあるという返事をして、9割の子が無視されていた、お互いに逆を言うと、被害者でも加害者でもない子は10%ほどしかいない、そのぐらいいじめというのは広域な認知であり、それをもっと拾い上げなければいけないというところで、星印のところなんですけれども、文部科学省のホームページに、

いじめ対策に関する事例集、ダウンロードできる資料があります。

その中で、いじめ認知度のデータに宮城県、京都と佐賀県に差がありました。なぜかという、宮城と京都はいじめの認知が高いのは、アンケートを工夫しているそうです。ホームページを見て、いじめの事例集の29番、28番のところにアンケートの工夫が書かれていたんですけども、例えばプリントを配られたときに、みんな鉛筆を動かすような項目があること。誰かが1人書いていない、あの子いっぱい書いているから、告げ口しているんじゃないかという、そういうような不安感を持たせないことや、帰宅して封筒に入れて提出するなど、工夫も具体的に書いてあるということがお話にありました。

スクールロイヤーの話も少しずつ出ていますが、教育委員会の顧問弁護士に相談するという形もあるのではないかというお話がありました。

特別に配慮が必要なケースというところで、発達障害の子供さんたち、海外、帰国子女、外国人、性的自認に対するいじめ、被災した子供たちに関してはよりカバーをしていかなければいけないということのお話がありました。

いじめというのはあることが悪いというよりも、とにかく早く見つけて早く指導をすることと、あと重大事態のお話もありました。全体では474件あったそうです。

最後に不登校支援について、最後の行に14万人と書いてありますけれども、実際に言うと、欠席数が30から89日という子たちが6万人いますので、もしこれを含めるとしたら、20万人のお子さんが学校に行けないという状況がある。

最後のページで、いろいろな不登校の深刻化をディスカッションをしながらお話しした中で、特別すごく突飛なものは、私たちのテーブルには話が上がらなかったんですけども、調布市の方が、分教室型特例校という形で「はしうち教室」、このように学校外に場所を設けて学べることと、あとは若者支援課と共同して、相談所や居場所、フリースペースと言われるようなものです。こういうのを積極的に活用していることと、これはやってほしいと思ったのが、スクールカウンセラーが全校に2名いまして、小学校5年生で全員面接をしているんです。

これは無理かもしれないですけど、ちょうど小学校5年生での性ホルモンが出てきて、変化が大きくなってくるときなので、こういうようなときに、全員が話すことで、私だけがこのスクールカウンセラーの先生と話しておかしいと思われるんじゃないかとか、そういう抵抗感がなくなったりしますので、調布市は25万人、松戸市に比べて半分の都市ですが、こういうような取り組みがあることを知っていただきたいです。

教育長職務代理者 府中ですか。

山形委員 調布です、ごめんなさい。失礼しました、調布市です。調布市のお話を聞かせていただきました。

別途、星マークで自分自身で勉強として、不登校とホームエデュケーションの勉強会に行ってきました。これは2つとも千葉で、千葉市のフリースペースこころねの白尾さんと、教育ステーション、地球の家松戸の熊谷さんのお話です。白尾さんから、ハイセンシティブ・チルドレン、もしくはハイセンシティブ・パーソンと書いて、HSCやHSPと言われる子供たちのお話をしました。

発達障害とはまた違うものなんですけれども、5人に1人ぐらいいる、大人数のところにいると緊張してしまったりだとか、学校に行くだけで疲れてしまうようなことがある子供がいるという実際と、不登校になった後、保護者はどのようにホームエデュケーションをしていけばいいか、具体的な認知について、認知特性というのを私余り知らなかったんですけど、認知特性という本を見せていただいて、子供によって、言われてわかることと、見てわかることと、感覚でわかることと違う、その認知の違いによって、子供の学習のギャップが出やすいというようなお話を聞きました。

この勉強会は、ティーチングだけではなくて、ディスカッションがあって、ちょうど市内の不登校のお子さんをお持ちの方が、どうしていいかわからないと泣いていたのがとても印象的でした。親もつらいですが、子供たちはもっともつらい思いをしていることとか、子供たちも少なくとも14万人、このように苦しんでいる、自分たちもしっかりと受けとめていかなければいけないことや、調布も動いているように、たくさんの方の方からつながって、子供たちの心の居場所をつくっていくことが急務なのかなと考えさせられました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

そのほか。

市場委員。

市場委員 私は、分科会だけ参加しましたがけれども、私は地域と学校の連携・協働について参加しました。

最初、文科省の方から大まかな説明がありまして、グループディスカッションみたいな形になりました。奈良の方の話が非常に印象的で、ほぼその人の話になってしまったんですけども、奈良市は、全小中学校がコミュニティースクールだそうです。ただ、それをやるた

めには、学校運営協議会に参加する人材が当然いて、そういうものを10年以上かけて育ててきたんだと言っていました。

かつ、地域と学校をつなぐコーディネーターもやはり重要で、そういう人材を非常に時間をかけてつくってきたということと、あと、そこにきちんと予算をつけて、全市で8,000万の予算をつけて生徒数で割って、学校ごとに自由に使ってくださいというお金を配っているそうです。そういうお金、ある程度経済的なバックグラウンドがあって、学校運営協議会が機能しているし、地域とコーディネーターの方が活躍されているという話がありました。そういうことを活動を続けていると、地域の再生というか、コミュニティーの再生ということにつながっていくんだという話があって、なるほどなと思いました。

あと、学校をコミュニティースクールにしていると、学校運営協議会からの提案として、学校が提案しにくいことを言うことが出来るという話もありました。例えば夏休み期間何日間かは完全に学校を閉めますよ、それが学校運営協議会として決めたルールですよとかというようなことを話すのも、学校運営協議会の役割だみたいな話をされていました。

ただ、人材をずっと育ててきているんだけど、人材の高齢化がだんだん進んできていて、その入れかわりには非常に苦慮しているという話もしていました。

以上です。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 私、1月のときに出席したのですが、家に資料をつくりかけなので、報告は次回にさせていただきます。

教育長職務代理者 以上、ちょっと文科省のは大変多岐にわたって、本当は時間をかけていろいろ議論したいところではありますが、一応ここで報告とさせていただきます。

市場委員 もう一つ、研修とは関係ないんですけども、報告を。

医師会でやっていますまちっこプロジェクトというのがありまして、これは医師会員の医者が小中学校に行って、健康に関する授業、今は認知症と主にがんの終末期医療に関する命をテーマにした授業をやっています。それを平成27年度からやっていて、今回丸4年が終わったという形になります。

その活動の報告会を3月30日に松戸の駅の西口にある東葛クリニックみらいで行います。平田オリザさんって、劇作家というんですかね、演出家というんですかね、その方の講演をまずして、その後報告会ということになっております。

ぜひ皆さんお誘い合わせの上、参加していただければありがたいです。よろしくお願

ます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、報告をお持ちの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、日程を変更して入れさせていただきました報告事項につきましては、以上で、では議案の審議に戻らせていただきます。

教育長がお諮りされましたとおり、議案第52号、議案第53号及び報告第4号の審議は秘密会となります。

松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学務教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、学務課長、学務課補佐、指導課長、指導課補佐、指導課主幹、以上でございます。そのほかの方はご退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

◎議案第52号、議案第53号及び報告第4号

教育長職務代理者 それでは、再開いたします。

議案第52号及び議案第53号については原案どおり決定し、報告第4号は承認されましたことをご報告いたします。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より、何か報告はありますか。

委員の皆さんからは、また何かトピックがあればお出しいただくということで、よろしくお願ひします。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成31年4月の定例会でございますが、平成31年4月11日の木曜日午後2時か

ら、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成31年4月定例教育委員会会議は、平成31年4月11日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成31年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 5時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員